

平成28年度大牟田市議会 第4回定例会 議案等の審議結果一覧 (H29.3.27)

議案等名		会派等名									審議結果	
		自由民主党議員団 (6人)	公明党議員団 (5人)	社民・民進・護憲クラブ (5人)	日本共産党議員団 (3人)	無所属 (島野知洋)	無所属 (城後徳太郎)	無所属 (塚本二作)	無所属 (中原誠悟)	無所属 (森遵)		
議案	第77号	平成29年度大牟田市一般会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	○	多数可決
	第78号	平成29年度大牟田市国民健康保険特別会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	○	多数可決
	第79号	平成29年度大牟田市介護保険特別会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	○	多数可決
	第80号	平成29年度大牟田市後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	○	多数可決
	第81号	平成29年度大牟田市病院事業債管理特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第82号	平成29年度大牟田市水道事業会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	○	多数可決
	第83号	平成29年度大牟田市公共下水道事業会計予算	○	○	○	×	○	○	○	○	○	多数可決
	第84号	大牟田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	×	○	○	○	○	○	多数可決
	第85号	大牟田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	×	○	○	○	○	○	多数可決
	第86号	大牟田市職員の勤務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第87号	大牟田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第88号	大牟田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第89号	大牟田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第90号	大牟田市市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第91号	大牟田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第92号	大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	×	○	○	○	○	○	多数可決
	第93号	大牟田市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
第94号	大牟田市企業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決	
報告	第15号	大牟田市土地開発公社の事業計画について	採決はありません									
	第16号	公益財団法人大牟田市文化振興財団の事業計画について										
	第17号	公益財団法人大牟田市地域活性化センターの事業計画について										

議案等名		会派等名	自由民主党議員団 (6人)	公明党議員団 (5人)	社民・民進・護憲クラブ (5人)	日本共産党議員団 (3人)	無所属 (島野知洋)	無所属 (城後徳太郎)	無所属 (塚本二作)	無所属 (中原誠悟)	無所属 (森遵)	審議結果
発議	第26号	玄海原発の再稼働は行わないことを求める意見書案	×	×	○	○	×	×	×	×	×	少数否決
	第27号	テロ等組織犯罪準備罪いわゆる共謀罪の創設に反対する意見書案	×	×	○	○	×	×	×	×	×	少数否決
	第28号	無料公衆無線LAN (Wi-Fi) 環境の整備促進を求める意見書案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第29号	指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決
	第30号	海洋ごみの処理推進を求める意見書案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	全会可決

*全議案等について境公司議員を除く。

会派名称	所属議員
自由民主党議員団	今泉裕人、境公司（議長）、田中正繁、徳永春男、光田茂、森竜子、山口雅夫
公明党議員団	今村智津子、大野哲也、塩塚敏郎、平山伸二、三宅智加子
社民・民進・護憲クラブ	平嶋慶二、平山光子、古庄和秀、松尾哲也、森田義孝
日本共産党議員団	北岡あや、高口講治、橋積和雄

■大牟田市議会では、採決に起立採決を採用しています。起立採決は、議長が議案等に賛成の意思のある議員に起立を求めます。反対の意思のある議員の態度を確認することはありません。

そこで、一覧表については、起立した会派（または議員）を○と表記し、着席の会派（または議員）を×と表記していますが、×が反対とは限りません。また、空白は欠席または表決の棄権を表します。

なお、議長は採決に加わることはできません。